

「淀川水系における水資源開発基本計画」(淀川フルプラン)の 国土審議会淀川部会における審議状況について

1 趣旨・概要

淀川水系における水資源開発基本計画（以下「淀川フルプラン」という。）について、国土交通省は、国土審議会水資源開発分科会淀川部会（以下「淀川部会」という。）を、6月25日(金)、8月20日(金)、9月29日(水)に、開催し、抜本的な見直し（全部変更）に向けた審議を進めている。

淀川フルプランは、引き続き数回の審議等を経て、全部変更が行われるが、これに際し、国土交通大臣は、関係府県知事の意見を聞くこととされている。滋賀県では、知事意見を述べることについて議決事件としていることから、淀川部会におけるこれまでの審議状況について報告する。

2 検討のポイント

次期淀川フルプラン(案)に対する知事意見を述べるに際して、以下の点が検討のポイントとなる。

- ・水の用途別の需要の見通しに対して、安定的な水の利用が可能であるか。
- ・供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項について適切に記載されているか。
- ・その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項について適切に記載されているか。

3 淀川部会の審議状況

(1) 6月25日(金)

「リスク管理型の水資源開発基本計画」等について審議が行われ、国により、淀川フルプランの全部変更について説明が行われた。

<背景・経過>

昭和36年に水資源開発促進法が制定されて以来、全国7つの水資源開発水系において、水資源開発基本計画（以下「フルプラン」という。）に基づき水資源開発施設の整備が進められ、供給の目標は概ね達成される見通しとなった。

一方で、近年、大規模災害、大規模な事故、危機的な渇水等の水資源を巡る新たなリスクや課題が顕在化している現状を踏まえ、平成29年に『リスク管理型の水の安定供給に向けた水資源開発基本計画のあり方について』が、国土審議会の答申として公表され、需要主導型の水資源開発の促進を目指してきたこれまでの計画から、リスク管理型の水の安定供給を目指す計画へ転換を図ることが示された。

【新たな水資源開発基本計画のあり方】

- ① 水供給を巡るリスクに対応するための計画
 - ・大規模災害等の発生頻度は低いものの水供給に影響が大きいリスクにも対応
- ② 水供給の安全度を総合的に確保するための計画
 - ・需要と供給の両面に存在する不確定要素を考慮して、水需給バランスを総合的に評価
- ③ 既存施設の徹底活用
 - ・大規模災害等の危機時も含めて水の安定供給を確保するため、既存施設を徹底活用
- ④ ハード・ソフト施策の連携による全体システムの機能確保
 - ・水供給の全体システムとしての機能を確保するため、ハード対策とソフト対策を一体的に推進

<淀川フルプランの全部変更について>

このあり方を踏まえて、全国7水系のフルプランが、順次、リスク管理型のフルプランへ全部変更が進められており、吉野川フルプラン（平成30年4月19日閣議決定）、利根川・荒川フルプラン（令和3年5月28日閣議決定）に続き、今般、淀川フルプランの全部変更が行われる。

（2）8月20日（金）

「現行淀川フルプランの総括評価（案）」および「2府4県における渇水・大規模自然災害・施設の老朽化に対する取組状況」等について審議が行われた。

① 現行淀川フルプランの総括評価（案）について

現行淀川フルプランは、平成21年度に策定された、平成27年度を目途年度とした計画であり、対象地域（以下「フルプランエリア」という。）は、淀川水系に水道用水、工業用水及び農業用水を依存している三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県および奈良県の諸地域である。

これについて、フルプランエリアにおける目途年度である平成27年度の水道用水および工業用水の実績値は、需要想定値を下回った。（表1および表2）。その要因については、節水意識の向上、節水機器の普及・高性能化、バブル経済崩壊以降、資材型・生活関連型業種で製造品出荷額が伸びていないこと等であると推察された。

表1：水道用水の需要想定値と実績値（平成27年度）

単位：m³/s

	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	計
需要想定値	1.24	10.51	13.92	54.25	13.78	2.87	96.58
実績値	0.90	7.23	10.43	38.85	12.55	2.56	72.51

表2：工業用水の需要想定値と実績値（平成27年度）

単位：m³/s

	三重※	滋賀	京都*	大阪	兵庫	奈良*	計
需要想定値	-	1.76	-	11.17	4.22	-	17.15
実績値	-	0.79	-	4.66	2.09	-	7.54

*三重県、京都府および奈良県は、フルプラン指定水系に依存する工業用水道がないため、需要想定値および実績値はない。

また、農業用水については、平成 27 年度の新規の水需要量は、6.6 m³/s（滋賀県のみ）と見込まれており、新規需要量の必要性に変化はないものの、平成 27 年度時点において、農業水利事業等が完了していないため、新たな水利用実績はない。

② 2府4県における渇水・大規模自然災害・施設の老朽化に対する取組状況等
各府県より取組状況の報告が行われた。

(3) 9月29日(水)

「淀川水系における水需給バランスの点検」および「次期淀川水系における水資源開発基本計画（骨子案）」等について、審議が行われた。

① 淀川水系における水需給バランスの点検について

国により、令和 12 年度を目途年度とした水の用途別の需要想定値および供給可能量が示され、水需給バランスの点検結果について説明された。

滋賀県の令和 12 年度の需要想定値と供給可能量は、以下表 3 の通りであり、今後 10 年に 1 度程度の渇水および既往最大級の渇水時においても、現行通りの供給可能量で需要想定値を上回ることが示され、新たに水資源開発等を行わなくても、琵琶湖からの取水等により必要な水量が確保できることが確認された。

表 3：令和 12 年度の滋賀県の需要想定値と供給可能量 単位 : m³/s

	需要想定値	供給可能量（うち琵琶湖）
水道用水	6.13 ~ 7.39	10.51 (7.17)
工業用水	0.62 ~ 1.07	1.76 (1.69)

② 次期「淀川水系における水資源開発基本計画（骨子案）」について

国により、次期淀川フルプランの骨子案について説明が行われた。

次期淀川フルプランにおいては、従来より法に規定されている「水の用途別の需要の見通し及び供給の目標」、「供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項」、「その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項」の記載事項の中に、発生頻度は低いものの水供給に影響が大きいリスクへの対応、ハード対策とソフト対策の一体的な推進等の、新たな水資源開発基本計画のあり方を踏まえた内容が盛り込まれる方針が示された。

4 今後の予定

- 令和 3 年 10 月～
淀川部会で審議（2 回程度）、水資源開発分科会で審議（1 回程度）
- 令和 4 年 1 月～
次期淀川フルプラン案について、国土交通大臣から関係府県知事に意見聴取
- 令和 4 年 2 月～
知事意見案について県議会にて審議
- 令和 4 年度上期～
関係府県知事の意見を踏まえ次期淀川フルプラン閣議決定・国土交通大臣決定